(B)　電気設備主任担当技術者
次のａからｃまでのすべてを満たす建築物の新築の基本設計及び実施設計業務
ａ　規模　(A)ｂに同じ
ｂ　用途　(A)ｃに同じ
ｃ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備

(C)　機械設備主任担当技術者
次のａからｃまでのすべてを満たす建築物の新築の基本設計及び実施設計業務
ａ　規模　(A)ｂに同じ
ｂ　用途　(A)ｃに同じ
ｃ　工事種目　空気調和設備及び給排水設備

オ　管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記アからエまでの要件を満たしていなければならない。

(4)　建設企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち建設業務を実施する者(以下「建設企業」という。)は、次の①から⑤までの要件を満たすこと。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築工事」､「電気設備工事」及び「暖冷房衛生設備工事」に係る平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　次のアからウまでの各工事に携わる建設企業は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数）が、アからウまでに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際の経営事項評価点数が、アからウまでに示す点数以上であること。）。
ア　建築工事　1,200点以上
イ　電気設備工事　1,100点以上
ウ　暖冷房衛生設備工事　1,100点以上

③　建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合は、いずれの建設企業においても担当する工事において上記①及び②に示す要件を満たしていること。

④　次のアからウまでのいずれかの実績を有していること。なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）にあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

ア　平成15年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次の(A)から(C)までの要件を満たす工事（以下「同種工事の実績」という。)の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。)。ただし、記載した同種工事の施工に携わったことが確認できる工事に限る。

(A)　工事種別　建築工事
次のａからｄまでの要件を全て満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装､内装の全てを含む新築又は増築(増築にあっては増築部分とする。)）工事）の施工実績を有すること。
ａ　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｂ　規模　１棟で延べ面積30,000㎡以上
ｃ　階数　地上５階以上
ｄ　用途　次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する施設
(i)　事務所・庁舎
(ii)　複合用途施設（１棟で(i)の用途と認められる部分がｂの床面積以上ある建物

(B)　工事種別　電気設備工事
次のａからｄまでの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器､機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む))の施工実績を有すること。
ａ　規模　(A)ｂに同じ
ｂ　階数　地上３階以上
ｃ　用途　(A)ｄに同じ
ｄ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備
ただし、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａからｃすべての条件を満たす工事とする。

(C)　工事種別　暖冷房衛生設備工事
次のａからｄまでの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事(機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む))の施工実績を有すること。
ａ　規模　(A)ｂに同じ
ｂ　階数　地上３階以上
ｃ　用途　(A)ｄに同じ
ｄ　工事種目　空気調和設備及び給排水設備
ただし、空気調和設備と給排水設備が別々の暖冷房衛生設備工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａからｃすべての条件を満たす工事とする。

イ　複数の建設企業が上記アの(A)から(C)までの工事種別毎に分担する場合は、各々分担する工事種別について同種工事の実績を有すること。また、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事で工事種目を分割して工事を分担する場合は、それぞれ分割する工事種目ごとに同種工事の実績を有すること。

ウ　複数の建設企業が同一工事種別の工事を共同して行う場合又は工区を分割して工事を分担する場合は、１者が同種工事の実績を有し、その他の建設企業は、平成15年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成及び引渡しが完了した次の(A)から(C)までの要件を満たす工事の施工実績（以下「その他の建設企業の実績」という。)を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)。)。

(A)　工事種別　建築工事
次のａ及びｂの要件を全て満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工実績を有すること。
ａ　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｂ　規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

(B)　工事種別　電気設備工事
次のａ及びｂの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む))の施工実績を有すること。
ａ　規模　(A)ｂに同じ
ｂ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備
ただし、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａの条件を満たす工事とする。

(C)　工事種別　暖冷房衛生設備工事
次のａ及びｂの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む))の施工実績を有すること。
ａ　規模　(A)ｂに同じ
ｂ　工事種目　空気調和設備及び給排水設備
ただし、空気調和設備と給排水設備が別々の暖冷房衛生設備工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａの条件を満たす工事とする。